

「関目東小学校・学校安心ルール」

令和8年度

<基本的な考え方>

- この「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、大阪市教委発行『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・理由もなく授業時間におくれる	・友達をからかう、ひやかす ・友達を無視する ・友達の物をかってに使う	・先生の話をも素直に聞かない ・先生をからかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動 など
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話を ・教室に入らず授業を受けない	・友達を仲間はずれにする ・友達の悪口、かげ口を言う ・友達がこわがるようなことをしたり言ったりする	・先生の言うことに反抗する ・先生に挑発的な態度をとる ・先生をバカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に地域・町に出歩く ・カードやゲーム等でトラブルになる	・その場で注意 ・家庭連絡・保護者面談 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 など
第3段階	・授業がすすまないくらいじゃまをする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼって校外であそぶ・たむろする	・友達がいやがることを無理やりさせる ・友達に暴力をふるう(乱暴なこと・しぐさ) ・友達の物をわざとこわしたり、すてたりする	・先生に対して激しく反抗する ・先生がこわがるようなことをしたり言ったりする ・先生に、押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	万引きなど法律に違反するようなこと(飲酒・喫煙等)	・家庭連絡・保護者面談 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては生活指導サポートセンター(個別指導教室)を活用した指導 など
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。(その場での警察連絡)					

- ※この「学校安心ルール」は、大阪市教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのモデルをもとに、関目東小学校で作成し運用することになっています。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校では児童ひとりひとりの状況等を十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。